

令和6年度倉吉市社協歳末たすけあい募金助成事業

地域福祉公募事業募集要綱

1. 目的

単身世帯の増加や核家族化の進行に加え、コロナ禍において交流の機会が減り、地域のつながりが希薄化する中、年末年始をきっかけに身近な地域で多様な住民と気軽に集う機会が得られたり、地域で孤立しがちな人への見守り活動を行ったりする事業に対して助成を行い、市民が主体的に企画し参加する地域福祉活動の広がりを図ることを目的とします。

2. 主催 倉吉市社会福祉協議会

3. 対象事業

倉吉市民を対象とし、歳末たすけあい募金から助成を受けることがふさわしい地域福祉事業とします。

- 例) ・多世代によるしめ縄作りや餅つきといった、地域住民等の交流が図れる事業。
- ・とじこもりやフレイルの予防を目的とした、孤立しがちな人たちへの訪問、交流活動。
- ・ひとり暮らし高齢者や障がいのある人等への見守り訪問活動。
(クリスマスプレゼントやお餅の配布等による世代間交流事業)

4. 対象とならない事業

- (1) 構成員の互助共済のみを目的とするもの。
- (2) 営利・政治・宗教活動を目的とする行事。
- (3) 他の補助金との重複助成や他の財源をもって実施することが適当と認められるもの。
- (4) 助成による効果が期待できないもの。
- (5) 介護保険事業または障害者総合支援事業として行われるもの。
- (6) その他、本会において適当と認められないもの。

5. 対象団体

市内において地域福祉活動を行っている民間の非営利団体（地区社協、子ども食堂、福祉団体、ボランティア団体、NPO法人、市民活動団体等）で、1年以上活動実績のある団体等を対象とします。

6. 実施期間 令和6年12月1日（日）から令和7年3月15日（土）までに実施する事業。

7. 助成金額 事業に要する費用で4万円を上限とし、千円未満は切り捨てます。

8. 対象経費と算定基準額

科目	説明	算定基準
諸謝金	講師の謝礼金等	上限1回6,000円/人
旅費	講師の交通費	交通実費
消耗品費	事業実施に係る原材料の購入費用 消耗品の購入費用 (機材購入に該当しない物品の購入費用)	実費
印刷製本費	パンフレットや研修資料等の印刷代	実費
通信運搬費	チラシ等の送料、連絡文書等の郵送料等	実費
食料費	事業実施に係る原材料の購入費用 食材費、飲み物代等(テイクアウトのお弁当も可能)	上限700円/人
使用料及び賃借料	会場使用料、器具・備品等賃借料	貸主が地区住民の場合は、実費弁償程度
損害保険料	ボランティア保険料等	ボランティア行事用保険代は@28円×20人=560円が最低掛け金です

9. 対象とならない経費

- (1) 団体の経常的な運営管理経費(職員の人件費、家賃、事務費などの経費)。
- (2) 備品の購入(事業に直接必要なものを除く)。
- (3) 領収書をとることができない経費。
- (4) 他の事業との共用の経費であり領収書をわけることができない経費。

10. 募集期間 令和6年9月13日(金)～10月25日(金) 必着

11. 募集方法 対象団体への案内の他、倉吉市社会福祉協議会ホームページと市社協広報紙しあわせ10月1日発行号等で募集します。

12. 申請方法 所定の「申請書」を倉吉市社会福祉協議会へ提出してください。

13. 助成決定 助成委員会での審査を経て、結果を11月下旬に通知します。

【留意事項】

- (1) 申請事業の内容によっては助成額を減額することもあります。
- (2) 歳末たすけあい募金の実績により、助成額を減額することもあります。
- (3) 申込多数の場合、4万円以内の申請であっても、申請金額の一部を減額する場合がありますのでご了承ください。

14. 事業報告

- (1) 所定の「事業報告書」に必要事項を記入の上、領収書の写し、写真・チラシ等事業の内容がわかるものを添付し、事業完了後1ヵ月以内、または令和7年3月21日（金）のいずれか早い期日までに報告してください。

15. その他

- (1) 事業実施時には、『この事業は、歳末たすけあい募金の助成を受けて実施しています』ということ資料やチラシ等に表記し、ご周知ください。
- (2) 報告書に記載された情報、写真等は社協広報紙や事業報告等に記載されることもありますので、予めご了承願います。
- (3) 報告書に記載された個人情報、適切に取り扱い許可無く第三者に提供しません。

16. 問合せ・申請先 倉吉市社会福祉協議会 地域福祉課（中本・鈴木）
〒682-0872 倉吉市福吉町1400番地（倉吉福祉センター内）
TEL 23-5600 FAX 22-5249